

蕪崎市補助金等適正化基準

平成25年10月
令和5年3月改定
蕪崎市行政改革推進本部

第1 目的

補助金は、市が団体の事業の実施に、あるいは事業の運営に関与し、行政目的を効果的かつ効率的に達成するうえで、重要な役割をなしてきたところである。

しかし、「前例踏襲」の考えが先行するとともに、長期化による「既得権化」等の問題が見受けられる状況にあり、蕪崎市では、平成31年2月には新たに第5次行政改革大綱を策定し、自立的な財政基盤を確保するための歳出の合理化策の一つとして、補助金等の整理合理化を行うこととしたところである。

言うまでもなく、補助金は、地方自治法第232条の2において、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附または補助をすることができる。」とされているものであり、「必要性」、「有効性」、「公平性」が確保されていなければならないものである。

このため、蕪崎市としての補助金のあり方を統一的に定め、適正な運用を図るため、ここに「蕪崎市補助金適正化基準」を定める。

第2 対象経費

この適正化基準において対象となる経費は、歳出予算に係る節の区分の「18節 負担金、補助及び交付金」に区分される経費のうち、国や地方公共団体等に対するもの、法令等により本市の補助すべき額が特定される補助金及び本市が出資等を行う外郭団体及び本市が法令等に基づき積極的に設置に関与を行った団体に対する補助金とする。

第3 基本方針

1 必要性・有効性・公平性の確保

全ての補助金について、常に次の観点から検証・検討を行う。

(1) 必要性

- ・ 補助金の交付が、客観的に公益上必要であること。
- ・ 事業活動の目的、視点、内容等が社会・経済情勢に合致していること。
- ・ 行政と市民の役割分担において、市が関与・支援すべき事業と認められること。

(2) 有効性

- ・ 市民の福祉の向上や利益の増進に費用対効果が期待できること。
- ・ 効果が広く市民に及ぶものであること。

(3) 公平性

- ・ 補助率、補助交付期間等の統一性が図られていること。
- ・ 同様の事業を行う団体に対する補助金額の均衡が図られていること。

2 公開の原則

原則として、補助金の交付目的や交付基準に関する根拠法令等のないものについては、補助金等調書または交付要綱を策定し、ホームページ等で公表する等透明性の確保に努める。

3 事業費補助の推進

補助の目的及び対象を明らかにするため、現在、運営費補助金として交付されている補助金については、その事業費補助への転換、または行政の代替としての性格を有している場合には、委託事業に切り替える。

4 公募提案型補助制度の推進

協働のまちづくり推進等のため、「地域まちづくり活動補助金」（総合政策課）及び「まちなか活性化推進事業補助金」（産業観光課）により公募提案型補助制度を設けているが、今後この補助事業をさらに推進し、適宜、補助対象者や補助率、交付限度額等について見直しを行い、市民の自主的・主体的な活動の輪を広める。

第4 適正化基準

1 補助対象団体（者）

(1) 補助の対象が団体の場合において、以下の条件に該当する団体には、補助金の交付を減額または廃止する。

- ・ 補助団体の繰越金や剰余金が補助金額の2分の1を超えている団体
- ・ 会費等を徴収するなど自立性を高めるための取組みを行わない団体
- ・ 補助団体の補助金等の会計処理及びその用途が適切でない団体
- ・ 監査機能が働いていない団体

(2) 補助の対象が個人の場合において、市税等に滞納がある場合には、原則として補助金を交付しない。また、市民への政策補助のような場合には、所得制限の付与について、必ず検討する。

2 補助率

- (1) 補助率や単価を定めずに、一定額をもって補助する定額補助は、原則として行わない。
- (2) 補助率については、協働のまちづくりの推進、及び事業対象者と市の対等の視点から、原則として次のとおりとする。
 - ① 国・県補助金の伴う協調補助
 - ・ 当該協調補助制度の中で決められた市負担分を限度とする。
 - ② 市単独補助
 - ・ 団体及び個人に対する補助は、2分の1を限度とする。
 - ・ 必要に応じ、補助金額の上限額を設けるものとする。

3 補助対象経費

- (1) 補助対象に係る経費は、できる限り明確化し、次に掲げるものについては、原則として補助対象経費としない。
 - ・ 人件費。ただし、行政活動の補完を目的として設立された団体に対するもの、補助事業の目的が人件費に対するものは除く。
 - ・ 交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費、積立金、予備費、他団体への負担金及び補助金等、社会通念上適切でない経費。ただし、会議等におけるお茶等、真にやむを得ないものは除く。
 - ・ 旅費、日当等において、慰労的要素の強い旅行、また、市の基準を超えて支出される経費
- (2) 市民への施策推進補助で物品購入等に対する補助をするような場合、可能な限り市内事業所からの購入等の義務付けを行う。
- (3) 協調補助金の場合に、補助対象経費の範囲の拡大は行わない。
- (4) 利子補給の補給期間については、原則として5年以内とする。なお、利子補給の該当となる借入事由が、借入者の自己責任に拠らない災害等の場合については、10年以内とする。

4 補助金の執行

- (1) 旅費については、市の旅費条例に準じて、支払を行うものとする。
- (2) 物品購入や工事費、委託料等については、契約単価の精査を行い、原則として、50万円以上の契約については見積もりあわせを、130万円以上の契約については入札を行うものとする。

5 終期の設定及び事業継続

- (1) 市の単独補助金については、予め終期を設定することとし、その終期は補助開始後3年とする。
- (2) 終期を迎えた補助金については、原則として延長しない。ただし、公益上の理由から継続が認められるものに限り、3年間の延長を認めることとする。以降も同様とするが、延長する場合には、補助金の既得権化に十分留意するとともに、公益上の理由について説明責任を果たさなければならない。また、延長の際には、補助率や補助対象経費について必ず見直しを行うものとする。
- (3) 協調補助金については、協調補助制度の終了時を終期とする。

第5 現行補助金の見直し

現在、制度化されている全ての補助金について、第3及び第4で記述された項目について、直ちに、検証を行い、見直しにかかることとする。できる限り翌年度の当初予算に反映させる。

また、運営費補助から廃止又は事業費補助への移行については、必要性が認められる場合には、事業費補助に切り替えることができることとし、当面、運営費補助として継続する場合には、昨今の厳しい財政状況を鑑み、現行補助額の20%削減に取り組む。